平成２６年（フ）第１４５９号
札幌市豊平区月寒西１条９丁目８番１―501号　パサージュ月寒中央501号
債務者　竹内　　香
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４９８号
札幌市豊平区豊平４条13丁目１番１―505号
債務者　木村　広輝
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５１６号
北海道北広島市大曲802番地73
債務者　田母神さやか
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５２５号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目７番６号　ドルチェ・ムーンエンジェル302号、住民票上の住所札幌市豊平区豊平６条３丁目５番24号コーポ皆木103号
債務者　田口　　潔
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５４３号
札幌市豊平区月寒東３条17丁目９番12号
債務者　日蔭　伸子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５５９号
札幌市西区発寒14条３丁目３番１―401号
債務者　狩野　貴宏
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５６０号
札幌市西区発寒14条３丁目３番１―401号
債務者　狩野香奈美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５６２号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目５番２号　ファミール中島202号
債務者　西尾　リカ（旧姓小野・岡村）
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５６８号
北海道石狩郡当別町スウェーデンヒルズ2419番地７
債務者　井上　　誠
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５８１号
札幌市豊平区平岸５条12丁目２番20号　フォレスト・コイブ205号
債務者　新山　栄二
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５９１号
札幌市清田区清田２条２丁目３番34―407号
債務者　安田富美江
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６１２号
札幌市豊平区豊平３条２丁目１番40―701号
債務者　佐藤　早苗
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６１８号
北海道江別市文京台南町24番地の９
債務者　近藤　育代
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６１９号
札幌市白石区北郷８条３丁目３番１号
債務者　鈴木　美幸
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６２１号
札幌市白石区川北１条２丁目15番２号　テクノハイツ１階101号
債務者　中村真由美
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６２３号
札幌市白石区菊水１条１丁目３番14―402号
債務者　武者マリコ
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６３１号
札幌市西区二十四軒４条５丁目７番８号
債務者　久保田勝彦
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６４７号
札幌市中央区南３条西12丁目326番地10　札幌ニュースカイマンション503号
債務者　星川　貞一
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部